災害復旧事業		
一般補助施設整備等事業		
一般単独事業		
公営企業債		
水道事業		
工業用水道事業		
交通事業		
電気事業・ガス事業		
港湾整備事業		

100%

病院事業・介護サービス事業		
市場事業・と畜場事業		
地域開発事業		
下水道事業		
観光その他事業		
被災施設借換債		
国の予算等貸付金債		

（注１）補正予算債の充当率は、別に定める。
（注２）資金区分の変更等による借換債の充当率は、100%とする。

○厚生労働省告示第百九十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域（平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年四月二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、同条の厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。	
都道府県名	市町村名
埼玉県	戸田市
（略）	
東京都	中央区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、西東京市
（削る）	
（略）	

改正前	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、同条の厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。	
都道府県名	市町村名
埼玉県	さいたま市、川口市、朝霞市
（略）	
東京都	中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、狛江市、東久留米市、多摩市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市
京都府	京都市
（略）	